

伊予市猫不妊・去勢手術費補助事業

伊予市では、猫の不必要な繁殖を抑え、周囲への迷惑を未然に防止するために実施する不妊・去勢手術費用の一部を補助します。

【補助対象要件】

- 本市に住民登録があって、市税を滞納していない方
- 営利（販売等）を目的としていない方
- 愛媛県内で開業している動物病院において手術を受けさせた方
- 飼い主のいない猫
 - ・市内に生息する特定の飼い主のいない猫
 - ・識別のため、耳の一部切除(V字カット)を施すこと
 - ※V字カットの施術がない場合は、飼い猫扱いとなります。
 - ・手術後は、自分で飼うか、譲渡又は保護した場所に戻すこと
 - ・管理者が給餌、給水、フン尿やその他の汚物の処理を行っていること
 - ・保護時に、周囲とトラブルにならないよう細心の注意を払うこと



【補助金額】

飼い猫	2,000円
飼い主のいない猫	不妊・去勢手術費用の2分の1 上限：オス5,000円 メス10,000円

※補助金額に100円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨て

※予算の範囲内で補助金を交付いたします。（先着順）

【提出書類】

- 伊予市猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書兼同意書（様式第1号別紙）
- 伊予市猫不妊・去勢手術費補助金交付請求書（様式第4号）

【手続きの流れ】

- ①申請書等を窓口等で入手し、申請方法を確認する。
- ②動物病院で不妊・去勢手術を行う。
※様式第1号に動物病院で手術の証明をもらっておいてください。
- ③提出書類に必要事項を記入し、手術後、30日以内に申請する。

【申請先】 環境政策課・中山地域事務所・双海地域事務所

【注意事項】

- 1世帯につき、2頭まで申請できます。
- 交付決定通知後、1ヶ月程度で指定の口座に補助金を振り込みます。
- 要件を満たしていない場合や申請書等に不備がある場合は、補助できません。



【問い合わせ先】 ※郵送の申請する場合の送付先

〒799-3193 伊予市米湊 820 番地

伊予市役所 環境政策課 TEL 089-909-6338